

資金の借入れに関する認可申請について
(案)

電気事業法(昭和39年法律第170号)第28条の53第1項の規定により、同法第28条の40第1項第8号の2に掲げる業務に必要な資金を借入れることから、経済産業大臣に認可申請を行うものである。

1. 認可申請書

別紙1のとおり。

2. スケジュール(案)

2024年1月17日(水) 認可申請

～ 電力・ガス取引監視等委員会の意見照会 ～

～ 財務大臣協議 ～

2024年2月13日(火) 借入認可

2024年2月14日(水) 理事会(借入れ実施)、公告

2024年2月26日(月) 入札説明会

2024年3月11日(月) 落札者決定

2024年3月21日(木) 理事会(契約締結)

2024年3月29日(金) 借入金入金

2024年4月10日(水) 交付金交付

3. その他

入札後、別紙2及び別紙3に借入先、金利等を記載し、別紙2は財務大臣に、別紙3は経済産業大臣に速やかに提出する。

(参考)

○電気事業法(昭和39年法律第170号)

(業務)

第28条の40 推進機関は、第28条の4の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

8の2 再生可能エネルギー電気特措法第2条の2第3項、第15条の2第1項及び第28条第2項の規定による交付金の交付並びに再生可能エネルギー電気特措法第31条第1項及び第38条第1項の規定による納付金の徴収を行うこと。

(借入金及び広域的運営推進機関債)

第28条の53 推進機関は、経済産業大臣の認可を受けて、金融機関その他の者から資金の借入れ(借換えを含む。)をし、又は広域的運営推進機関債(以下この条及び次条において「機関債」という。)の発行(機関債の借換えのための発行を含む。)をすることができる。この場合において、推進機関は、機関債の債券を発行することができる。

以上

(案)

広域総第2023-〇〇号
令和6年1月〇〇号

経済産業大臣 齋藤 健 殿

電力広域的運営推進機関
理事長 大山 力
(公印省略)

資金の借入れについて (認可申請)

電気事業法(昭和39年法律第170号)第28条の5第3項の規定に基づき、別記のとおり資金の借入れについて、申請いたします。

記

- 1 借入れを必要とする理由
電気事業法（昭和39年法律第170号）第28条の40第1項第8号の2に掲げる業務に関する資金に充てるため
- 2 借入金の額
金 120,000,000,000円
- 3 借入先
競争入札方式により決定する
- 4 借入金の利率
競争入札方式により決定する
- 5 借入金の償還の方法及び期限
令和7年3月29日を期限に一括返済
- 6 利息の支払の方法及び期限
償還日を期限に、借入日の翌日から期限までの分を一括返済
ただし、年365日の日割計算とする
- 7 借入日
令和6年3月29日
- 8 その他
元利金支払につき政府が保証
- 9 備考
上記3及び4については、競争入札方式により確定次第届け出るものとする

以上

(案)

借入金の元利払の政府保証について

広域総第2023-〇〇号
令和6年3月〇〇日

財務大臣
鈴木 俊 一 殿

電力広域的運営推進機関
理事長 大山 力
住所 東京都江東区豊洲6-2-15

電力広域的運営推進機関は、令和6年3月29日に別添1のとおり金融機関から資金の借入れを行いたいので、電気事業法（昭和39年法律第170号）第28条の54及び令和5年度一般会計予算予算総則第13条の規定に基づき、その元利金の支払について保証していただきますよう、お願いいたします。

なお、借入れの際に差し入れる金銭消費貸借契約証書に下記のとおり政府保証の文言を明記いたしたいので、併せてご承認くださいますよう、お願いいたします。

また、政府保証の対象となっている資金の使用状況、当該資金の元金の償還及び利息の支払状況等に関する事項について、財務大臣の求めに応じ報告を行い、又は財務大臣が必要とする調査を受けることに異存ありません。

記

日本国政府は、本契約証書に基づき借入人が負担する債務の元金及び利息の支払につき、これを保証する。

令和6年〇月〇日

財務大臣 鈴木 俊 一

以上

(別添1)

1. 借入れを必要とする理由 電気事業法(昭和39年法律第170号)第28条の40第1項第8号の2に掲げる業務に関する資金に充てるため。
2. 借入先 ○○銀行 ほか○先
(個別借入先は、別紙のとおり)
3. 借入金の額 金1,200億円
(借入先ごとの金額は、別紙のとおり)
4. 借入予定日 令和6年3月29日
5. 借入金の金利及び利払期日等
 - (1) 金利 平均 年0.000%
(借入先ごとの金利は、別紙のとおり)
 - (2) 利息支払時期 償還時
 - (3) 利息支払方法 借入日の翌日から期限までの分を後払い
ただし、年365日の日割計算
6. 借入金の償還期限及び償還方法 令和7年3月29日を期限に一括償還

以上

(別紙)

落札金融機関の内訳

金融機関名	借入金額	借入金利
株式会社〇〇銀行	〇 億円	0.〇%
株式会社〇〇銀行	〇 億円	0.〇%
株式会社〇〇銀行	〇 億円	0.〇%
株式会社〇〇銀行	〇 億円	0.〇%
株式会社〇〇銀行	〇 億円	0.〇%
株式会社〇〇銀行	〇 億円	0.〇%
株式会社〇〇銀行	〇 億円	0.〇%
株式会社〇〇銀行	〇 億円	0.〇%
株式会社〇〇銀行	〇 億円	0.〇%
株式会社〇〇銀行	〇 億円	0.〇%
計	〇 億円	0.〇%

(案)

広域総第 2023-〇〇号
令和 6 年 〇 月 〇 〇 日

経済産業大臣 齋藤 健 殿

電力広域的運営推進機関
理事長 大山 力
(公印省略)

電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 28 条の 5 第 1 項の
規定に基づく資金の借入れに係る変更届

令和 6 年 〇 月 〇 日付広域総第 2023-〇〇号により認可申請した標記の借入れについて、下記
のとおり確定しましたので届け出します。

記

変更（確定）事項

金融機関名	借入金額	借入金利
株式会社〇〇銀行	〇 億円	0.〇%
株式会社〇〇銀行	〇 億円	0.〇%
株式会社〇〇銀行	〇 億円	0.〇%
株式会社〇〇銀行	〇 億円	0.〇%
株式会社〇〇銀行	〇 億円	0.〇%
株式会社〇〇銀行	〇 億円	0.〇%
株式会社〇〇銀行	〇 億円	0.〇%
株式会社〇〇銀行	〇 億円	0.〇%
株式会社〇〇銀行	〇 億円	0.〇%
計	〇 億円	0.〇%